

美里町条例第 1 号

美里町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項並びに第 4 項第 1 号及び第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員)

第 2 条 法第 78 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める定員は、29 人以下とする。

(申請者の資格)

第 3 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号及び第 115 条の 12 第 2 項第 1 号に規定する条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。